

# 審査における評価基準

評価要素及び評価基準は、次のとおりとする。

## I 評価要素

### 1. 業務内容に関する要素

- ① 本学の要請する業務内容を満たしていること。
- ② 業務の実施方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ ①②に加え、業務目的、業務内容についての趣旨を踏まえ、提案内容に工夫が見られること。
- ④ 提案内容に対して、妥当な積算・経費が示されていること。

### 2. 業務実施主体に関する要素

- ① 業務を適切に遂行するための専門的知識および技術力を有していること。
- ② 業務実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ③ 実施工程等が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ④ 業務を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

### 3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する要素

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

## II 評価基準

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1-①	5	5	4	3	2	1
1-②	10	10	7	5	3	1
1-③	5	5	4	3	2	1
1-④	5	5	4	3	2	1
2-①	5	5	4	3	2	1
2-②	10	10	7	5	3	1
2-③	5	5	4	3	2	1
2-④	10	10	7	5	3	1
3-①	1.5	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） ＝0.5点</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） ＝1点</li> <li>・認定段階3＝1.5点</li> <li>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）） ＝0.2点</li> </ul> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定＝0.5点</li> <li>・プラチナくるみん認定＝1点</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定＝1点</li> </ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>				